

## 記録・公表項目一覧

### ○一般廃棄物の焼却施設(規則第4条の5の2第1号(通常)、第2号(ガス化改質方式)、第3号(電気炉等))

公表事項	公表を開始する期日
<p>処分した一般廃棄物の各月ごとの<b>種類及び数量</b></p>	<p>・翌月の末日</p>
<p>           燃焼ガス温度(燃焼室内及び集じん器流入前)、排ガスのCO濃度、焼成温度(ばいじん等の焼成を行なう場合)の測定に関する次の事項            固形燃料の水分、温度及び外観検査結果等並びに固形燃料の保管設備内の温度及びCO濃度等の測定に関する次の事項  <b>・測定を行なった位置、測定の結果の得られた年月日、測定の結果</b>            ※ガス化改質方式の場合は、「ガス温度(改質設備内及び除去設備流入前)の測定に関するもの」とし、電気炉等を用いた焼却施設の場合には、「溶鋼の温度(炉内又は炉出口)の測定に関するもの」とする。            ※固形燃料に関する項目は、一般廃棄物焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。)のみ適用する。         </p>	<p>・測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p>
<p> <b>冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日</b>            ※ガス化改質方式の場合は、「排ガス処理設備」に替え「除去設備」とし、電気炉等を用いた焼却施設の場合は「排ガス処理設備」に関するもののみとする。         </p>	<p>・除去を行なった日の属する月の翌月の末日</p>
<p>           排ガス中のダイオキシン類の濃度(毎年一回以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(六月に一回以上)の測定に関する次の事項  <b>・排ガスを採取した位置、排ガスを採取した年月日、測定の結果の得られた年月日、測定の結果</b>            ※ガス化改質方式の場合は、「排ガス中のダイオキシン類の濃度(毎年一回以上)、SO<sub>x</sub>、ばいじん、HCl及びH<sub>2</sub>Sの濃度(六月に一回以上)の測定に関するもの」とし、電気炉等を用いた焼却施設の場合は、「排ガス中のダイオキシン類の濃度(三月に一回以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(六月に一回以上)の測定に関するもの」とする。         </p>	<p>・測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p>
<p> <b>保管設備(固形燃料の保管を行う場合)の清掃を行なった年月日</b>            ※この項目は、一般廃棄物焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。)のみ適用する。         </p>	<p>・清掃を行なった日の属する月の翌月の末日</p>

**記録・公表項目一覧**

○一般廃棄物の最終処分場(規則第4条の5の2第4号)

公表事項	公表を開始する期日
埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの <u>種類及び数量</u>	・翌月の末日
擁壁等の点検に関する次の事項 ・ <u>点検を行なった年月日及びその結果</u> ・点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に <u>措置を講じた年月日及び措置の内容</u>	・点検を行なった日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
遮水工の点検に関する次の事項 ・ <u>点検を行なった年月日及びその結果</u> ・点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に <u>措置を講じた年月日及び措置の内容</u>	・点検を行なった日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
周縁地下水等及び放流水の水質検査に関する次の事項 ・ <u>地下水等又は放流水を採取した場所、地下水等又は放流水を採取した年月日、水質検査の結果の得られた年月日、水質検査の結果</u>	・検査結果の得られた日の属する月の翌月の末日
周縁地下水等の水質の悪化が認められた場合に講じた措置に関する <u>措置を講じた年月日及び措置の内容</u>	・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
浸出液処理設備流入前の調整池の点検に関する次の事項 ・ <u>点検を行なった年月日及びその結果</u> ・ <u>点検の結果</u> 、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に <u>措置を講じた年月日及び措置の内容</u>	・点検を行なった日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
浸出液処理設備の機能状態の点検に関する次の事項 ・ <u>点検を行なった年月日及びその結果</u> ・ <u>点検の結果</u> 、機能に異状が認められた場合に <u>措置を講じた年月日及び措置の内容</u>	・点検を行なった日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
導水管等の防凍のために講じた措置の状況の点検に関する次の事項 ・ <u>点検を行なった年月日及びその結果</u> ・点検の結果、防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に <u>措置を講じた年月日及び措置の内容</u>	・点検を行なった日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
残余容量の <u>測定を行なった年月日及びその結果</u>	・測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日

**記録・公表項目一覧**

○汚泥・廃油・廃プラスチック類・廃 PCB・産業廃棄物の焼却施設

(規則第12条の7の2第1号(通常)、第2号(ガス化改質方式(廃 PCB の焼却を除く))、第3号(電気炉等))

公表事項	公表を開始する期日
<p>処分した産業廃棄物の各月ごとの<u>種類及び数量</u></p>	<p>・翌月の末日</p>
<p>燃焼ガス温度(燃焼室内及び集じん器流入前)、排ガスの CO 濃度、焼成温度(ばいじん等の焼成を行なう場合)の測定に関する次の事項</p> <p>・<u>測定を行なった位置、測定の結果の得られた年月日、測定の結果</u></p> <p>※ガス化改質方式の場合には、「ガス温度(改質設備内及び除去設備流入前)の測定に関するもの」とし、電気炉等を用いた焼却施設の場合には、「溶鋼の温度(炉内又は炉出口)の測定に関するもの」とする。</p>	<p>・測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p>
<p>冷却設備及び排ガス処理設備に堆積した<u>ばいじんを除去した年月日</u></p> <p>※ガス化改質方式の場合には、「排ガス処理設備」に替え「除去設備」とし、電気炉等を用いた焼却施設の場合には「排ガス処理設備」に関するもののみとする。</p>	<p>・除去を行なった日の属する月の翌月の末日</p>
<p>排ガス中のダイオキシン類の濃度(毎年一回以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(六月に一回以上)の測定に関する次の事項</p> <p>・<u>排ガスを採取した位置、排ガスを採取した年月日、測定の結果の得られた年月日、測定の結果</u></p> <p>※ガス化改質方式の場合には、「排ガス中のダイオキシン類の濃度(毎年一回以上)、SO<sub>x</sub>、ばいじん、HCl 及び H<sub>2</sub>S の濃度(六月に一回以上)の測定に関するもの」とし、電気炉等を用いた焼却施設の場合には、「排ガス中のダイオキシン類の濃度(三月に一回以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(六月に一回以上)の測定に関するもの」とする。</p>	<p>・測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p>

## 記録・公表項目一覧

### ○廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設(規則第12条の7の2第4号)

公表事項	公表を開始する期日
処分した廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	・翌月の末日
溶融炉内の温度の測定に関する次の事項 ・測定を行なった位置、測定の結果の得られた年月日、測定の結果	・測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
排ガス中の石綿の濃度(六月に一回以上)の測定に関する次の事項 ・排ガスを採取した位置、排ガスを採取した年月日、測定の結果の得られた年月日、測定の結果	・測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
溶融処理生成物の適合試験に関する次の事項 ・試料を採取した位置、試料を採取した年月日、試験の結果の得られた年月日、試験の結果	・試験結果の得られた日の属する月の翌月の末日
排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日	・除去を行なった日の属する月の翌月の末日
集じん器に堆積した粉じんを除去した年月日(炉内投入のため必要な破碎を行う場合)	・除去を行なった日の属する月の翌月の末日

## 記録・公表項目一覧

### ○廃PCB等の分解施設及びPCB汚染物等の洗浄又は分離施設(規則第12条の7の2第5号)

公表事項	公表を開始する期日
処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	・翌月の末日
反応中の混合物の温度等(各方式に応じて圧力、ガス供給量等もあり)の測定に関する次の事項 ・測定を行なった位置、測定の結果の得られた年月日、測定の結果	・測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
処理に伴い生じた排水等の水質の測定に関する次の事項 ・試料を採取した位置、試料を採取した年月日、試験の結果の得られた年月日、試験の結果	・測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
除去設備に堆積した粒子状の物質等を除去した年月日	・除去を行なった日の属する月の翌月の末日
除去設備の出口における生成ガスの測定に関する次の事項 ・生成ガスを採取した位置、生成ガスを採取した年月日、試験の結果の得られた年月日、試験の結果	・試験結果の得られた日の属する月の翌月の末日

**記録・公表項目一覧**

○産業廃棄物遮断型最終処分場(規則第12条の7の2第6号)

公表事項	公表を開始する期日
埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	・翌月の末日
周縁地下水等の水質検査に関する次の事項 ・地下水等又は放流水を採取した場所、地下水等又は放流水を採取した年月日、水質検査の結果の得られた年月日、水質検査の結果	・検査結果の得られた日の属する月の翌月の末日
周縁地下水等の水質の悪化が認められた場合に講じた措置に関する措置を講じた年月日及び措置の内容	・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
残余容量の測定を行なった年月日及びその結果	・測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
外周仕切設備及び内部仕切設備の点検に関する次の事項 ・点検を行なった年月日及びその結果 ・点検の結果、設備の損壊又は保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容	・点検を行なった日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
覆いの点検に関する次の事項 ・点検を行なった年月日及びその結果 ・点検の結果、覆いの損壊又は保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容	・点検を行なった日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日

**記録・公表項目一覧**

○産業廃棄物安定型最終処分場(規則第12条の7の2第7号)

公表事項	公表を開始する期日
埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの <u>種類及び数量</u>	・翌月の末日
擁壁等の点検に関する次の事項 ・ <u>点検を行なった年月日及びその結果</u> ・ <u>点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容</u>	・点検を行なった日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
残余容量の <u>測定を行なった年月日及びその結果</u>	・測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
展開検査に関する次に掲げる事項 ・検査の各月ごとの <u>実施回数</u> ・検査の結果、 <u>安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日</u>	・翌月の末日 ・付着等が認められた日の属する月の翌月の末日
周縁地下水等及び浸透水の水質検査に関する次の事項 ・ <u>地下水等又は浸透水を採取した場所、地下水等又は浸透水を採取した年月日、水質検査の結果の得られた年月日、水質検査の結果</u>	・検査結果の得られた日の属する月の翌月の末日
周縁地下水等の水質の悪化が認められた場合に講じた措置に関する <u>措置を講じた年月日及び措置の内容</u>	・措置を講じた日の属する月の翌月の末日

**記録・公表項目一覧**

○産業廃棄物管理型最終処分場(規則第12条の7の2第8号)

公表事項	公表を開始する期日
埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの <u>種類及び数量</u>	・翌月の末日
擁壁等の点検に関する次の事項 ・ <u>点検を行なった年月日及びその結果</u> ・点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に <u>措置を講じた年月日及び措置の内容</u>	・点検を行なった日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
遮水工の点検に関する次の事項 ・ <u>点検を行なった年月日及びその結果</u> ・点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に <u>措置を講じた年月日及び措置の内容</u>	・点検を行なった日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
周縁地下水等及び放流水の水質検査に関する次の事項 ・ <u>地下水等又は放流水を採取した場所、地下水等又は放流水を採取した年月日、水質検査の結果の得られた年月日、水質検査の結果</u>	・検査結果の得られた日の属する月の翌月の末日
周縁地下水等の水質の悪化が認められた場合に講じた措置に関する <u>措置を講じた年月日及び措置の内容</u>	・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
浸出液処理設備流入前の調整池の点検に関する次の事項 ・ <u>点検を行なった年月日及びその結果</u> ・ <u>点検の結果</u> 、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に <u>措置を講じた年月日及び措置の内容</u>	・点検を行なった日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
浸出液処理設備の機能状態の点検に関する次の事項 ・ <u>点検を行なった年月日及びその結果</u> ・ <u>点検の結果</u> 、機能に異状が認められた場合に <u>措置を講じた年月日及び措置の内容</u>	・点検を行なった日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
導水管等の防凍のために講じた措置の状況の点検に関する次の事項 ・ <u>点検を行なった年月日及びその結果</u> ・点検の結果、防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に <u>措置を講じた年月日及び措置の内容</u>	・点検を行なった日の属する月の翌月の末日 ・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
残余容量の <u>測定を行なった年月日及びその結果</u>	・測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日